

## 印刷工場における胆管がんの多発について

働くもののいのちと健康を守る全国センター

化学物質ワーキンググループ 責任者 堀谷昌彦

2012年8月1日

熊谷信二産業医科大准教授グループによる調査で大阪の印刷工場で胆管がんの多発が分かり現在マスコミでも話題になっています。厚生労働省は全国561カ所の印刷所について調査し、東京、石川、静岡での発症を公表しました。わかっているだけでも発症事例は5都府県17人(うち9人死亡)になっています。

いの健全国センター化学物質WGでは6月29日全印総連の協力を得て、印刷工場を訪問し職場見学と意見交換を行いました。印刷の様々な工程が細分され専門化され特に労働環境が悪い色校正の工程が中小や家内工業へと特化していったこと、有害物質として規制がかかりそうになると代替洗浄剤が商品化されるがそれは規制にかからないだけで安全性がわからないものが殆どであること、使用制限や規制がされても現場をどのように改善すればよいかのかわからないこと、経営環境の厳しい印刷業界では改善費用が大きな負担になることなどがわかりました。

今回の問題はいまだ被害の全貌がわかっていません。原因究明・被害者救済について早急に対策をとることと同時に、これまでの化学物質に対する政策についての転換が必要になっています。今後の対応について厚生労働省は以下の視点で進めることが重要だと考えます。

### 1、被害の全体像を明らかにし、被害者すべての救済を。

#### ①(胆管)がん発症者の臨床において職業調査を実施すること。

今回問題になっている化学物質のひとつであるジクロロメタンは印刷工場だけではなく相当広範囲でしかも大量に使用されています。臨床において職業調査を実施し被害の全貌を明らかにしながら、予防へとつなげていくべきです。医療機関に対して、

胆管がん患者に対する職業調査を要請し、職業関連の要因の有無など早急に調査すべきです。これは胆管がんに限らずあらゆるがんに言えることです。

#### ②労災の時効は弾力的に運用を

厚労省はすでに死後5年が経過した遺族補償の時効について「門前払いをしないように」という指示を労働局に出したと言われています。このことを徹底し、さらに全国センターとしては、申請者が原因物質による健康障害を知りえた時を時効の起算日とすることを求めます。

#### ③当該労働に従事したものの健康管理及びフォローアップ体制を充実すること。

当該労働から離れても発がんリスクはなくなりません。厚生労働省は相談窓口を設置し疫学調査を実施するとしています。これらは継続的に実施し疫学調査の結果を公表していくことが重要です。また当該作業従事者については適切な健康診断を定期的の実施し早期発見できる体制を確立することが求められます。退職者に対しては「健康管理手帳」制度の新設を求めます。

## 2、化学物質取扱い事業場の職場環境改善を。

①当該事業所の実態を把握し、規制が適切に実行されているかチェックする体制を確立すること。

厚労省の調査では有機溶剤予防規則の規制対象物質を取り扱う494事業場のうち383カ所で何らかの問題が認められました。(規制に違反)、143カ所は排気装置を設置していなかったことが分かっています。労働安全衛生管理を業界任せにした結果、被害の後追いにつながってしまったことを反省し、予防管理の体制を早急に確立しなければなりません。

②職場の改善方法について専門家による具体的な援助、費用に関する援助をすること。

規制を強化するには現場で具体的な改善が実行されなければなりません。印刷の品質を保つために部屋の湿度を保持することが必要となり、結果、換気を十分行わず今回のような事態に至ったという原因があるようです。化学物質の性質や取り扱いに熟知した専門家による適切な職場環境の改善方法を例示するなど具体的でわかりやすい対処を示さないと現場は混乱するだけです。

また、溶剤の曝露が多いとされる色校正印刷においては中小零細・家内工業も多いため環境改善に必要な費用に関して援助することも求められます。

## 3、化学物質管理の規制の在り方を見直すこと。

労働安全衛生法における有機溶剤中毒予防規則の対象物質になると様々な取り扱いの規制がかかり、曝露低減措置を講じなければなりません。ある化学物質の規制が強化され新たに対象物質に入ると現場では規制のかからない化学物質に代替されることがよくあります。しかし、その代替物質の多くは安全性が確立されたものではなく、寧ろ安全性が分からない物質に代わるだけであり、劣悪な労働環境は改善されないまま代替物質の曝露が進むという構図があります。今回のように環境の悪さについては現場で訴えがあったものの、職場環境の改善はされず胆管がんの多発という被害が発生してしまったわけです。今後も特定の物質を対象とした規制では、被害が発生してから対策を講ずるケースが発生します。労働環境の曝露対策と周辺への環境対策に重点をおいた規制・管理へと変えていく必要があると思います。